

意匠法の問題圏 第32回

——新規性と創作非容易性との関係

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

本連載目次

- 意匠法の目的(92～93号)
- 保護対象(94～113号)
- 意匠の表現と認定(115～123号)
- 意匠の類似と類否判断(126～135号)
- 意匠の創作非容易性(136～137号)
- 新規性と創作非容易性との関係(本号)
 - I. 新規性と創作非容易性の相違
 - 1. 新規性と創作非容易性の相違
 - 2. 諸外国との比較
 - II. 新規性と創作非容易性の関連
 - 1. 創作非容易性要件における美感(新規性)
 - 2. 類否判断に包含される創作非容易性
 - III. 美感の類似と物品の類似

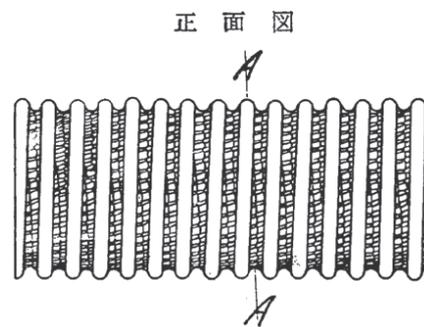
はじめに

新規性要件と創作非容易性要件の関係について検討するにあたり、参照すべき最高裁判決として、①最判昭和49・3・19〔可撓伸縮ホース〕昭和45(行ッ)45民集28巻2号308頁、②最判昭和50・2・28〔帽子〕昭和48(行ッ)82集民114号287頁、③最判昭和39・6・26〔乗合自動車〕昭和37(オ)380民集18巻5号938頁がある。

第一に、新規性要件(意3条1項)と創作非容易性要件(意3条2項)の考え方の相違について、①〔可撓伸縮ホース〕最判〔図1〕は、「同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている(法二三条)ところから、右のような物品の意匠について一般需

要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定である」と述べる。この説示を再確認して、②〔帽子〕最判は、「三条一項三号は、同項一、二号に掲げる意匠(公知意匠)と類似の意匠でないことを登録要件としたものであつて、ここでは、同一又は類似の物品の意匠間において、一般需要者の立場からみた美感の類否が問題となるのである。これに対し、同条二項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフ……を基準とし……、ここでは、物品の同一又は類似という制限をはずし、右の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみ

●図1 意匠登録第207720号



引用意匠

